・Isabu TN
Power 433 kW
consumption 1,551,730 kWh／Year
・Shin-Nihonzaka TN
Power 1,600 kW
consumption 7,012,667 kWh／Year
・Hamanako SA
Power 965 kW
consumption 3,895,432 kWh／Year
・Yatsu TN
Power 440 kW
consumption 1,494,147 kWh／Year
・Shizuoka SA (Up line)
Power 770 kW
consumption 2,607,644 kWh／Year
・Shizuoka SA (Down line)
Power 790 kW
consumption 2,274,607 kWh／Year
・Okabe TN
Power 580 kW
consumption 1,638,826 kWh／Year
・Sukemune-Terajima-Okusa TN
Power 780 kW
consumption 2,202,922 kWh／Year
・Yakurayama TN
Power 432kW
consumption 1,658,134 kWh／Year
・Awagatake TN
Power 990 kW
consumption 4,105,645 kWh／Year
・Kurami-Saigo TN
Power 399 kW
consumption 1,431,850 kWh／Year
・Hamamatsu SA (Up line)
Power 630 kW
consumption 2,719,163 kWh／Year
・Hamamatsu SA (Down line)
Power 645 kW
consumption 2,666,069 kWh／Year
・Mitakeyama-Inasa TN
Power 798 kW
consumption 2,611,099 kWh／Year

⑷ Delivery period : from 1 April, 2014 to 31 March, 2015

⑸ Delivery place : As shown in the tender documentation

⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are those who shall :

① Not come under Article 11 of the Central Nippon Expressway Company's regulation concerning the contract procedures

② Have been qualified through the examination of the documents submitted.
Submit following documents till time-limit for tender.
・Copy of the commercial register
・The latest financial statements
・Copy of certificate of tax payment
・Document that described company career

⑺ Time-limit for tender : 4 : 00 P.M. 3 February 2014

⑻ Contact point for the notice : Contract team, General Affairs and Corporate Strategy Dept., Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 4―3―1, Toranomon Minato-ku, Tokyo, 105―6011, Japan. TEL 03―5776―5600

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年12月16日
契約責任者
本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長　三原　修二
◎調達機関番号　422　◎所在地番号　28

○本州四国連絡高速道路株式会社公告平成25年第９号

１　業務概要
⑴　品目分類番号　74
⑵　業務件名　道路料金収入金の集配金取扱業務委託
⑶　業務場所　兵庫県神戸市他における本州四国連絡高速道路の全料金所（32ヶ所）
⑷　業務内容
①　通行料金収入金の集金及び警備搬送並びに釣銭資金の両替及び配金
②　通行料金収入金の精査、指定口座への入金及び入金額の報告
⑸　業務期間　契約締結日の翌日から平成27年３月31日まで
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　その他　当該競争の参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）は、上記⑶の業務の一部を第三者に実施させることができるものとする。なお、第三者の一部又は全部を契約の当事者とする場合は、競争参加希望者と当該第三者とはあらかじめ共同企業体を結成すること。

２　競争参加資格　当該業務に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者（上記１⑺により、共同企業体を結成する第三者を含む。）は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「当社」という。）による当該業務に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　次の①から⑤までに掲げる者でないこと。
①　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人にあって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）及び破産者で復権を得ない者
②　過去２年以内において次のイからトまでの一に該当したと認められる者
イ　契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
ハ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
ニ　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
ヘ　その他本州四国連絡高速道路株式会社に著しい損害を与えた者
ト　イからヘまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者
③　経営状況が著しく不健全であると認められる者
④　競争参加資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者
⑤　商法その他の法令に違反して営業を行った者
⑵　平成24・25・26年度の物品製造等に係る一般競争（指名競争）参加有資格者（以下「有資格者」という。）のうち「役務の提供（その他）」の認定を受け、等級区分が「Ａ等級」又は「Ｂ等級」の者であること。
⑶　上記１⑺による共同企業体の結成の如何に係わらず、競争参加希望者及び上記１⑶①の業務を実施する者にあっては、次のａからｃの３市（ａ神戸市、ｂ岡山市、倉敷市、坂出市又は高松市の内のいずれか、ｃ尾道市、広島市、今治市又は松山市の内のいずれか）のすべてに事務所等を有していること。
⑷　競争参加希望者にあっては、平成18年度以降申請書等の提出期限までに、国、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方道路公社との間で、11市（神戸市、鳴門市、徳島市、岡山市、倉敷市、坂出市、高松市、尾道市、広島市、今治市、松山市）内のいずれかでの集配金業務を12ヶ月以上継続する契約を締結し、履行した実績（履行中を含む）を有していることを証明できる、預金又は貯金の受け入れを行う者であること。
⑸　上記１⑶①の業務を実施する者は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）第２条の表種別八「貴重品運搬警備業務（現金に係るものに限る。）」に定める貴重品運搬警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を合計して９名以上有しており、その検定合格者数が確認できる資料を提出した者であること。なお、競争参加希望者又は上記１⑹の共同企業体を結成する第三者が当該業務を他の者に委託等する場合は、委託等する者について同様の要件を満たした資料を提出した者であること。